

令和4年度事業報告

島原海湾水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）」により改正された水先法に基づき、次の項目を実施した。

1. 重点事業

令和4年度は、令和3年度に引き続き利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事業として推進した。

2. 各事業

令和4年度は、次の具体的事業を行った。

(1) 適正化事業

- ・本年度に於いて水先区水先人が実施した744隻の水先業務にかかる次の事業を行った。
- ・適正な運営に関する指導及び監督を行った。
- ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業を推進した。
- ・品質向上に関する各委員会における検討を実施した。
- ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取に務めた。
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制を整備し、実施した。
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力を行った。
- ・水先業務の品質の維持・向上に資することを目的として検証制度を実施した。
- ・コロナ禍に於ける、各自の予防対策に努めた。

(2) 水先人の養成関連事業

- ・水先人会における所要の再教育訓練を実施した。

(3) 業務取次窓口業務

- ・会員のする水先業務の引受けに関する事務を適確に実施した。
- ・会員のための料金收受事務を適確に実施した。

(4) その他の事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開

以上